



1. 7月豪雨災害を踏 まえた対策	①道路冠水、家屋浸水被害対策
	②トイレ等の排水機能停止対策
2. 街なか居住の促 進に向けて	③避難所のあり方
	④被災者相談窓口の一本化
3. 新型コロナ感染 者状況の公表	①現在の感染状況と過去のデータとの比較方法 ②中津市独自の感染者数の把握と公表
4. フッ化物洗口の 安全確保に向けて	①1学期末のフッ化物洗口中止の経過 ②今後の対応策

### 1. 7月豪雨災害を踏まえた対策

7月10日、県北部に線状降水帯が発生し、耶馬溪町で日降水量 270.5mm を観測しました。市内では、山国川の氾濫や土砂崩れ、浸水被害が相次いで発生しました。被害状況は、死者1名、建物被害135件、市土木関係施設等246件、農林水産関係施設等505件など、甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方にお悔み申し上げますとともに、被災した皆様にお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興に向け行政と一緒に取り組んでまいります。

#### （1）道路冠水、家屋浸水被害対策

さて、今回の豪雨災害では、市内各所で家屋浸水や道路冠水が発生しました。大雨が降るたびに家屋や道路が冠水し、現在の対応ではいつまでたっても解消にはいたりません。

①そこで、今回の豪雨で道路冠水、床上・床下家屋浸水したエリアとその原因について伺います。

#### 【建設部長】

梅雨前線豪雨の道路が冠水した箇所についてお答えいたします。

旧中津市内の市道につきましては、33箇所を冠水を確認しています。冠水したエリアとしましては、

- ・南部校区では外馬場地区
- ・北部校区では大塚・南堀川・北堀川・新堀（しんぼり）・袋町（ふくろまち）・南稻堀地区
- ・豊田校区では上宮永地区
- ・沖代校区では沖代町・中央町地区
- ・鶴居校区では永添・湯屋地区

- ・小楠校区では下池永・一ツ松・宮夫・上池永地区
- ・如水校区では上如水・是則地区
- ・大幡校区では大悟法地区
- ・和田校区では定留・田尻地区
- ・今津校区では植野地区、です。

また、旧下毛地域の市道につきましては、16箇所冠水を確認しており、冠水したエリアとしましては、

- ・山国では中摩・宇曾・守実・吉野・槻木地区
- ・耶馬溪では平田・栃木地区
- ・本耶馬溪では樋田・曾木・冠石野（かぶしの）・多志田地区、です。

冠水の原因としましては、旧市内では短時間に大量の雨が降ったことにより、水路や道路側溝の排水能力を超えた事が原因と考えられます。また旧下毛地域については、河川や水路の流下能力を超える量の降雨があった事が要因と考えられます。

次に、中津市内の国道、県道について道路管理者である大分県に伺ったところ、冠水により交通規制を行った箇所は10箇所と聞いております。

#### 【総務部長】

床上床下浸水したエリアとして山国では中摩・平小野・宇曾・守実・槻木・吉野地区、耶馬溪では平田・栃木・戸原・福土・宮園地区、本耶馬溪では多志田・曾木・東屋形地区、三光では、土田地区、旧中津では、中原地区で床上浸水が起こっています。

床上浸水の件数としては、山国支所管内12件耶馬溪支所管内11件本耶馬溪支所管内9件三光支所管内1件旧中津管内3件となっています。

床上床下浸水の主な原因としては、河川や水路の流下能力を超える量の降雨があったためと考えられます。

②小祝地区では家屋の床下浸水が発生し、早急な対応を求める声が寄せられました。そこで小祝ポンプ場の排水能力と1時間当り何ミリの雨まで対応可能か、下水道事業計画の小祝港町雨水ポンプ場の計画排水量を伺います。

#### 【総務部長】

小祝ポンプ場の排水能力は、7.6 m<sup>3</sup>/分相当です。当該ポンプが受け持つ流域を考えますと1時間当り10ミリ以下の排水能力です。下水道事業計画の小祝港町雨水ポンプ場の計画排水量は、290 m<sup>3</sup>/分となっています。

③今回、県土木の雨量計で最大47mm/hの雨を観測しました。1時間100mmを超える雨がいつ降るか分からない中、小祝ポンプ場の排水能力強化が急務と考えますが如何ですか、

#### 【総務部長】

小祝ポンプ場は、昭和58年度に、2.1 m<sup>3</sup>/分相当の能力で整備をしています。平成24年

7月での豪雨災害の後、地域の方々と協議の上、排水能力を7.6 m<sup>3</sup>/分相当に能力向上させています。今回の豪雨においても床下浸水が確認されましたので、現場条件に即した排水機能の強化を考えて参ります。

④災害に強いまちを創るためには、参考資料の雨水処理計画図などに、各豪雨による道路冠水、床上・床下家屋浸水したエリアを図化し、具体的な対策を講じていく必要があると考えます。そこで、今回の浸水したエリアごとに、護岸の嵩上げや排水ポンプの設置・能力強化、排水路の機能強化、地下貯留槽の設置などの今後の対策をお伺いします。

#### 【上下水道部長】

床上床下浸水したエリアについては、必要な調査を行い、地形や宅地化状況などの現場条件を十分勘案し、強制排水施設の整備や排水路の機能強化などの対策を考えて参ります。

⑤青の洞門の青地区では地下貯留槽設置の検討も必要です。県と国土交通省は、過去の水害後に改修した河川で一定の防災効果があったとする調査結果をまとめました。しかし、堤防のかさ上げ工事等に伴って内水氾濫が発生しました。そこで、今後の内水氾濫対策をどのように講じていくのか伺います。

#### 【上下水道部長】

今回の大雨では、山からの水を山国川に排水できずに内水氾濫したエリアがありました。今後も引き続き国・県と連携し、各地区の地元関係者と協議を重ねて、地形などの現場条件を勘案し、強制排水施設の整備や排水路の機能強化などの対策を考えて参ります。

⑥2021年、国は水防法を改正し、1000年に1度の大雨を基準（降水量153 mm/h）にして内水氾濫のエリアや深さを示した浸水想定を2025年度末までに作成するよう、雨水を流す下水道がある自治体に義務付けました。中津市では、2019年4月に下水道区域のみに、降水量100 mm/hに対応する内水ハザードマップを参考資料のとおり作成していますが、新たな基準に基づき、市内全域の内水ハザードマップを作成すべきと考えますが如何ですか。

#### 【上下水道部長】

議員が言われる1000年確率の「公共下水道事業計画区域内の内水ハザードマップ」については、来年度より2か年かけて策定を予定しており、この策定が、今後国庫補助金を受けるための要件となってきたところでもあります。

その他のエリアの内水ハザードマップの策定については、現在のところ予定していませんが、今ある「防災マップ」等を活用して市民へ浸水等の災害に対する注意喚起を実施していきたいと考えています。

【大塚】宅地化等の進行により、下水道区域以外の地域においても道路冠水、家屋浸水が頻発しています。市内全域の内水ハザードマップの作製を強く求めて次の質問に入ります。

## (2) トイレ等の排水機能停止対策

今回の豪雨によって、新大塚、間無地区の民家のトイレの水が流れない、汚水が逆流したという苦情を沢山の方から受けました。

①そこで、影響を受けたエリアと対象世帯数、トイレ等が流れなかった原因について伺います。

### 【上下水道部長】

今回の7月豪雨で、終末処理場に近い「新大塚及び角木地区周辺」において、世帯数は把握できておりませんが、多くの世帯で7月10日の豪雨後から翌日の早朝にかけてトイレ等の汚水が流れにくいあるいは流れない状況となり、その対応としては、7基の仮設トイレを設置しました。

この原因は、多くの雨水が、「組立マンホールの継ぎ目」や「管渠の継手部」、特に「マンホール蓋開閉用のバール差し込み穴」から浸入したものと考えられ、これらにより終末処理場の汚水処理能力を一時的に超過し、終末処理場周辺の下水道管路施設が満水状態となったことによるものと考えています。

②これまでのトイレや排水口からの逆流防止対策等の周知、広報について伺います。

### 【上下水道部長】

下水道管からの逆流防止対策につきましては、現在配布しています「内水ハザードマップ」で、トイレや風呂場等の排水口に「水のう」を置くことを、イラスト入りで分かりやすくお知らせしているところではありますが、改めて広報する時期も考えて、ホームページ等により、周知を図っていきたいと思います。

③今年7月7日（日降水量24.5mm）、10日（日降水量180mm）の降雨時、14日の無降雨時の下水処理場の流入水量を伺います。

### 【上下水道部長】

中津終末処理場への流入水量について、一日当たりでお答えします。降雨がありました7月7日が17,688 m<sup>3</sup>、7月10日が46,712 m<sup>3</sup>、無降雨の7月14日が14,392 m<sup>3</sup>でありました。

④分流式の下水道ではありえないほどの不明水が流れてきたこととなります。管きよに流入する漏水防止対策や建築の際の雨水の下水道への接続の有無の確認、敷地内の汚水枳の開放禁止などの周知徹底が必要と考えますが如何ですか。

## 【上下水道部長】

不明水の対策についてですが、令和4年度に「下水道雨天時浸入水対策調査」を実施しており、今後この調査結果も踏まえ「汚水処理施設ストックマネジメント計画」を策定し、老朽化施設の更新や修繕を計画的に取り組むことで不明水の減少に繋げていく考えであります。

併せて、今取り組んでいる主に「牛神・湯屋雨水幹線整備」「角木雨水ポンプ場」「中央町周辺の雨水対策」が完成していけば、浸水被害も減り、不明水の減に繋がっていくものであります。

次に、住宅の建築の際に雨水を下水道管へ接続してないかにつきましては、そのようなことも含めまして、職員が現地で排水設備検査を実施し確認しているところであります。

そして、大雨の時に自宅の敷地内にある汚水枡を開けて雨水を排水させる行為は、7月10日の豪雨後に起こった現象を引き寄せるばかりか、開口部でつまり、転倒事故の原因となりうる危険な行為ですので、下水道を使用する皆さん一人ひとりがルールを守り、正しく使用することを、今後も広報及び周知していきたいと考えています。

【大塚】とある自治体の不明水調査では、住宅建築で雨水を下水道に誤って接続しているケースが多数あり、その改善で不明水が40%減少したという報告もあります。誤接続調査も実施して、今後このような事態が発生しないように対策講じることを強く要請します。

## （3）避難所のあり方

7月10日9時15分に三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地域（6,056世帯 12,509人）に緊急安全確保が発令され、15時30分時点の避難者数は42世帯 77人と公表されています。この時間帯に、地区集会所に避難したけども、テレビも映らず情報がなくて不安だったとの声を頂きました。

①最初に、市が開設した避難所と地区集会所等の避難者数（支所毎）をお伺いします。

## 【総務部長】

市が開設した避難所は36箇所、避難者数の内訳は、中津地域が15箇所の避難所を開設し2世帯3人、三光地域が4箇所の避難所を開設し1世帯1人、本耶馬溪地域が7箇所の避難所を開設し14世帯23人、耶馬溪地域が6箇所の避難所を開設し13世帯29人、山国地域が4箇所の避難所を開設し12世帯21人です。

また、市民が自主的に避難された地区集会所は、市が把握している分で4箇所あり、避難者数の内訳は、本耶馬溪地域が1箇所の地区集会所に3世帯4人、耶馬溪地域が3箇所の地区集会所に14世帯34名で、合計で17世帯38名です。

②市の指定する避難所までは遠く、そこまで避難できない等の声を頂いています。そこで、避難者が少ない原因と今後の対応策

## 【総務部長】

災害時において、過去の自身の経験や思い込み等から、避難をしない方がいるのが原因

の一つと思われます。

災害から身を守るためには、住んでいる地域の災害リスクを把握し、早めに避難をするといった「自助」「共助」の取り組みが重要であるため、今後も市防災危機管理課が実施している防災出前講座等において、市民の皆様には周知を図り、「自助」「共助」の強化を行ってまいります。

また、令和5年9月1日付で、「災害に強いまち・ひと」の実現に向け、元自衛官である人材を「防災危機管理監」として採用したことにより、自衛官として得た防災・危機管理に関する知識や経験を活かして、平常時における訓練を通じた自主防災組織の活性化や防災出前講座の充実など、「自助」「共助」の更なる強化も取り組みたいと思っております。

更に、避難は「難」を「避」けることであるため、災害リスクの低い安全な親戚のご自宅など、市の避難所以外も避難先として検討していただけるよう、併せて周知を行ってまいります。

③土砂災害ハザードマップにおける緊急避難所の多くは地区集会所等となっています。身近な避難所である地区避難所ではテレビ受信ができないところが多数あります。そこで、テレビが受信できる設備の整備を実施すべきと考えますが如何ですか。

#### 【総務部長】

自主的に避難された地区集会所のうち、災害リスクの低い施設であれば、身の安全を確保することが可能であるため、避難所での情報収集手段として自主防災組織活動事業費補助金を使ってのテレビの購入やテレビが受信できる設備整備の補助について、現在支所との調整を行っているところです。（受信料は除く）

（大塚）ケーブルテレビの使用料は、「公共的施設の設置者であって、市長が特に必要があると認めるものは免除することができる」となっており、免除の適用も併せて対応すべきと考えます。

#### （４）被災者相談窓口の一本化

市のホームページでは、トップ画面の緊急情報に「被災者支援に関する情報」を置き、手続き等を詳しく説明をしています。しかし、詳細に分かれすぎていて、今必要な情報を取捨選択して手続きをするのは困難です。各支所であれば、電話でも窓口でもほぼ総務住民課でワンストップサービスを受けられますが、本庁ではそうはいきません。

臨時の被災者総合相談窓口や災害相談専用ダイヤルの設置、災害コンシェルジュの配置などにより、被災者の不安解消に務める必要があると考えますが如何ですか。

#### 【総務部長】

今回の災害において、下毛地域については、被災者支援を迅速に行うために、各支所総務・住民課が全ての被災者支援業務を行うよう調整を図りました。

中津地域では住家被害が少なく、被災者相談窓口の一本化の対策を実施しませんでした。今後災害の状況により必要な場合は、被災者のための被災者相談窓口等を設置するな

ど、迅速な被災者支援を行えるよう努めてまいります。

## 2. 街なか居住の促進に向けて

本年4月1日、人口減少や少子高齢化、自然災害の激甚化など社会変化に対応し、持続可能で暮らしやすいまちを構築していくため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を作成しました。

この計画の中で参考資料のとおり緩やかに居住を誘導する居住誘導区域を定め、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるように誘導するとしています。

本年3月末における市内全域の空き家数は2,384件、うち旧中津市内1,726件で、増加傾向にあります。空き家は市街地全体に広く分布しており、とりわけ居住誘導区域を含む中心市街地を中心として多く分布しています。

人口減少の進展により、市街地各所において更に空き家・空き地が増加し、防犯や地域コミュニティの面も含め、暮らしの質が低下していくことが懸念されます。

### (1) 立地適正化計画の居住誘導区域内の空家、空地の現状

①そこで、旧中津市内と居住誘導区域内の空家、空地の状況（数、面積、空家・空地率）について伺います。

#### 【建設部長】

旧中津市内の空き家数についてですが、令和5年5月末時点で、1,731件です。住居系建物棟数は24,000件あり、空き家率は7.2%です。

居住誘導区域内の空き家数は1,092件です。住居系建物棟数は17,900件あり、空き家率は6.1%です。

空き地の状況についてですが、令和3年度末時点で、旧中津市内の面積は5,629haで、住むことが可能な土地である可住地の面積は3,877haです。そのうち建築除去後未利用地や低未利用土地（空家・空き店舗のある土地）の面積は101.2haであり、空き地率は2.6%です。

居住誘導区域の面積は、1,533.5haで、可住地の面積は1,020.7haです。そのうち低未利用地の面積は29.7haであり、空き地率は2.9%です。

### (2) 居住誘導区域への誘導策

①街なか居住の誘導策の現在の取り組み

立地適正化計画では、計画実現に向けた取り組みとして、①居住誘導区域内の定住促進、居住誘導、②空き家・空き地の再生等低未利用地を活用した居住促進を方針としていますが、現在取り組んでいる街なか居住の誘導策について伺います。

#### 【建設部長】

立地適正化計画の策定に伴い、都市機能誘導区域外における大規模小売店舗等誘導施設の開発・建築や、居住誘導区域外における一定規模以上の開発・建築等に対し、都市再生

特別措置法に基づく届出を科すことにより、緩やかな居住誘導を進めております。

また、本年度より「空き家バンク」の対象範囲を中津市内全域に拡充しました。空き家の利活用・情報発信を進めることで居住誘導へ繋げたいと考えております。

その他、国の社会資本整備交付金の空き家再生等推進事業を活用し、老朽化し危険性の高い空き家等を除去する所有者に対し経費の1/2、上限50万円の補助を行っているところです。

②国土交通省が所管する支援措置や各省庁が連携した分野間を横断する支援措置を有効活用し、立地適正化計画を推進するとしています。参考資料のとおり、輪島市では、国の都市構造再編・集中支援事業（提案事業）、社会資本整備効果促進事業（定住支援）を活用して、住宅新築工事への補助金を支給（上限100万円）しています。そこで、中津市で、活用可能と考えられる国の補助金はあるのか伺います。

#### 【建設部長】

立地適正化計画に関連する国の補助金につきましては、「都市再生整備計画事業」や、都市機能誘導区域や居住誘導区域に係る誘導・整備や防災指針に係る防災力強化への取り組みに関する「都市構造再編集集中支援事業」などがございます。

「都市再生整備計画事業」では、これまでも中心市街地において市道の美装化や、中津市歴史博物館や中津市学校の整備等を実施し、中心市街地の魅力を高め、住み良いまちづくりに取り組んでまいりました。

補助金の活用については、市の現況をよく分析し、実情に即した事業計画を策定した上で進めてまいりたいと考えております。

③それ以外に「街なか居住支援事業」として実施している自治体に問い合わせを行ったところ、国補助金の活用は非常に難しいとの意見でした。しかし、市単費でも街なか居住誘導策を講じている参考資料の自治体があります。住宅取得に対する補助金として、高松市では（上限20万円、フラット35）、空き家等改修に対する補助金として倉敷市（上限50万円）、新たに取得した家屋、土地に対する補助金として駒ヶ根市（上限10万円）があります。そこで、中津市も新たな支援策を創設すべきと考えますが如何ですか。

#### 【建設部長】

旧市内においても、今後、市街地の人口密度の低下が心配されます。

居住誘導に向けた新たな支援策を講じることは、空き家の増加や人口密度の低下を抑えるのに有効であると考えています。

また、他の市町村において実施されている誘導策につきましては、それぞれの実情に応じた制度にて支援されており、参考になる施策もございます。

市におきましても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、空き家バンクの利活用や街なかへの住み替えなど、居住誘導に繋がる支援策を創設してまいりたいと考えております。



### 3. 新型コロナ感染者状況の公表について

新型コロナは5月8日に「2類相当」から「5類」に移行し、全ての感染者を毎日把握する「全数把握」から、全国約5,000か所の定点医療機関で1週間ごとの感染者数を把握する方式に変わりました。感染者全員の人数を確認しなくなって流行が分かりにくくなりました。他市のように実数を出してほしい。という声を沢山いただいています。

参考資料のとおり、35週（8月28日～9月3日）の1週間に大分県で報告された感染者数は1医療機関あたり18.03人。5類に移行した直近の1週間（5月8日～14日）の感染者数を定点1医療機関あたりに換算した参考値2.4人の7倍を超え、「第8波」のピーク参考値（52.7人）の34%に迫っていると私のブログ等で注意喚起を行っています。

#### （1）現在の感染状況と過去のデータとの比較方法

①そこで、現在の感染状況がどのレベルなのかについて伺います。

##### 【健康福祉部審議監】

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同等の5類に移行され、感染症の発生状況等については、定点報告により把握することとされています。

大分県では、同法に則ったうえで、県民に流行状況をわかりやすく伝えるため、8月1日より独自の基準を設けてホームページにて感染状況を公表しています。

なお、大分県が定める基準は、季節性インフルエンザの基準を準用しており、定点あたりの感染者数に応じて、「注意報」「警報」レベルを設定しています。

それによりますと、8月28日から9月3日までの1週間の定点あたりの感染者数は、中津市内、大分県内ともに『注意報レベル』にあたります。

②第8波と現在の感染状況はどのように比較すればよいのか伺います。

##### 【健康福祉部審議監】

第8波と現在の、定点あたりの報告数同士を比較することで、感染状況を把握することができます。

まず、第8波の定点あたりの報告数については、厚生労働省がホームページで公表している、「昨年10月以降に定点医療機関から報告された1週間単位の定点あたりの感染者数（参考値）」で把握することができます。

次に、現在の定点あたりの報告数については、先ほど答弁しましたとおり、大分県が8月1日よりホームページにて公表しています。

それによれば、第8波が始まったとされる令和4年11月中旬から令和5年2月初旬ごろまでの、大分県の定点当たりの報告数の最大値は52.70で、現在の大分県の定点あたりの報告数は、18.03（9月6日時点）でありますので、第8波の最大値と比較すると、現在は3分の1程度の感染状況ということになります。

## (2) 中津市独自の感染者数の把握と公表

新型コロナウイルスの感染者増加を受け、大分県は8月1日、流行の状況を県民に分かりやすく伝える独自基準を設けました。感染症法上の扱いが5類になった5月以降、目安となる指標がない状態が続いていたためです。

①しかし、北部保健所管内の情報しか分からず、中津市内の情報を抜き出して公表できないか伺います。

### 【健康福祉部審議監】

中津市内の定点あたりの感染者数については、週に1回、大分県北部保健所がインフルエンザやRSウイルス感染症などの感染状況と合わせて、ホームページのトピックス「あなたの街の感染症情報」にて公表を行っております。

②このトピックスは、大分県のホームページからはたどり着きません。大分県北部保健所からアクセスが必要なので、ほとんど方は知らないと思います。

5月以降、感染症法上の扱いが変わり、行動制限もなくなったことで、個人や家族がそれぞれの判断で感染対策を取ることが必要となりました。行政は判断に必要な情報を住民に提供する責務があります。そこで、中津市医師会や市内医療機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者数（報告実数）を独自に公表できないか伺います。

### 【健康福祉部審議監】

先ほど答弁させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同等の5類に移行され、感染症の発生状況等については、定点報告により把握することとされています。

大分県では、同法に則ったうえで、県民に流行状況をわかりやすく伝えるため、8月1日より独自の基準を設けてホームページにて感染状況を公表していますので、市としましても、市ホームページ等を通じて、大分県が公表する感染情報を市民の皆さまにお伝えしてまいりたいと思います。

③鈴鹿市をはじめ全国には、市独自で感染者数を公表している自治体があります。今後は、感染者数とあわせて、感染予防の徹底、高齢者の重症化リスクなど、メリハリのある情報発信が必要になると考えますが如何ですか。

### 【健康福祉部審議監】

今後は、市ホームページ等を通じて、大分県が公表する感染情報を市民の皆さまに広くお知らせしてまいりたいと思います。

また、定点あたりの感染者数等を注視し、感染の拡大がみられた際には、改めて換気や手指消毒、3密の回避など、基本的な感染対策をお願いしてまいりたいと思います。

また、感染対策と合わせて、重症化予防の観点から、新型コロナワクチンの接種についても、引き続き情報発信に努めてまいりたいと思います。なお、令和5年9月20日から、令和5年『秋』開始接種として、生後6か月以上のすべての方を対象に新型コロナワクチ

ンの接種を開始します。これまでと同様接種を希望する方全員が接種を受けられるよう、中津市医師会及び医療機関としっかりと連携してまいります。

#### 4. フッ化物洗口の安全確保に向けて

中津市では、子どもの歯の健康増進のため、はみがき指導・食に関する指導と共に、平成30年度よりフッ化物洗口を段階的に導入し、市立小中学校において保護者の同意を得た児童を対象に実施しています。薬剤師が安全な濃度に調整されたフッ化物洗口液を作製し、そのフッ化物洗口液を使って、週1回小中学校でブクブクうがいを行ってきました。

しかし、7月18日（火）19時23分、教育委員会より保護者あてに、参考資料のメールが送られてきました。「本日、市内の学校に配付しているフッ化物洗口液の濃度にばらつきがあること判明し、明日以降の1学期のフッ化物洗口を中止し、2学期からは原因と対応策を明確にした上で再開する。」との内容でした。このメールでは、フッ化物洗口前に濃度のばらつきが判明して良かったとも読みとれますが、実は子ども達が洗口したあとに判明したものであり、大変な問題である。

##### （1）1学期末のフッ化物洗口の中止の経過

①そこで、濃度にばらつきがあることが判明した経過と原因について伺います。

##### 【教育次長】

去る7月12日（水）にフッ化物洗口を行った一部の学校より、複数の児童が「いつもより味が濃いと言っている。」と連絡がありました。同日、連絡のあった学校よりフッ化物洗口液を回収し、大分県薬剤師会検査センター検査を依頼しました。

7月18日（火）に検査センターより結果報告が入り、一部で標準濃度よりも濃い濃度のものがあったことが判明したため、同日夜に学校・保護者間連絡アプリ「すぐーる」にて「令和5年7月19日以降のフッ化物洗口を中止する」旨の連絡を行いました。また、「すぐーる」に登録されていないご家庭には、翌日、学校を通じ別途紙文書でお知らせしました。

今回の状況が生じた原因として、薬剤師会にも相談した結果、粉末の洗口製剤を水に溶解し、希釈する攪拌が十分でなかったことが考えられました。

②教職員に最初のメールを送信しなかった理由を伺います。

##### 【教育次長】

教育委員会からの連絡事項は、学校長及び支援センター長に行っており、今回も同様の対応を取ったところです。

③調製の方法と適正なフッ化物濃度、分析結果のバラツキ範囲（最大、最小値）について伺います。

##### 【教育次長】

調製については、フッ化物イオン濃度が900ppmになるように粉末の洗口製剤を測定し、

洗口液を作っています。

中津市では週1回法を採っており、用いているミラノール顆粒の調製目安とされているフッ化物イオン濃度900ppmを標準濃度としています。これに対し、一部の学校で840ppm～1800ppmと最大2倍近い濃度が確認されました。

薬剤師会に安全性について確認したところ、標準濃度よりも濃い濃度であった今回の洗口液については、例え誤飲したとしても人体には影響のない濃度であったということを確認しています。その後、体調不良などの報告もありませんでした。

④過去にも味が違うという子ども達の声があったと聞いていますが、どのように対処してきたのか伺います。

#### 【教育次長】

これまでに、同様の連絡は、学校から上がってきていません。

#### (2) 今後の対応策

①そこで、今後の対応策について伺います。令和元年4月には、洗口液に異物が混入し、市内19校で児童2,085人が使用してしまったという事故が発生しています。洗口事業開始時は、調製済みの洗口液を使用すると議会で答弁していたはずですが。ヒューマンエラーは起こりえるものと判断し、子ども達の安全を守るため、調製作業の必要のない洗口液を使用すべきと考えますが如何ですか。

#### 【教育次長】

より安全性を確保する改善策を薬剤師会と協議しました。

具体的には、粉末のフッ化物洗口剤の溶解、希釈方法について、より安全な方法として、一度に攪拌・希釈する量を半分にし、さらに溶解する時間を十分にとることとしました。

そして、一旦8月25日の2学期始業式に保護者向けの通知を出したところですが、週1回法に対応可能な調製済み液体剤もあることから、関係者と協議を行い、9月7日付けで改めて保護者あて通知を出し、2学期より調整済み液体剤オラブリスを利用することとしました。

口腔の健康状態は、健康寿命の延伸に寄与するものであり、引き続き、安全な管理に努め、歯科医師会・薬剤師会としっかり連携を図り、取り組んでいきたいと考えます。

【大塚】2回目の保護者メールを発出した日(8月25日)の執行部との打合せの際、「調製作業の必要のない洗口液を使用すべき」と指摘しました。いったんは希釈方法の変更で再開すると通知をしたにも関わらず、再検討をし、良識ある判断をされたことに敬意を表して一般質問を終わります。

※この議事録(抜粋)は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日中津市議会が公表するものでご確認ください。